

○内閣府令第 号
農林水産省

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第三十五条第一項（同法第九十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第八十条第三項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年二月十七日

内閣総理大臣 高市 早苗

農林水産大臣 鈴木 憲和

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府令第十六号）の一部を次のように改正する。
農林水産省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

名 田 繁

名 田 福

別紙様式第2号 (第25条第1項関係)

別紙様式第2号 (第25条第1項関係)

(日本産業規格A4)

(日本産業規格A4)

貸借対照表

貸借対照表

住 所

農 林 中 央 金 庫

住 所

農 林 中 央 金 庫

年 月 日 備付

代 表 理 事 氏 名

年 月 日 備付

代 表 理 事 氏 名

(単位：百万円)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
有 形 固 定 資 産 (略)		そ の 他 負 債 (略)	
使 用 権 資 産 (略)		リ ー ス 債 務 (略)	
無 形 固 定 資 産 (略)			
使 用 権 資 産 (略)			
資 産 の 部 合 計		(純資産の部) (略)	
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
有 形 固 定 資 産 (略)		そ の 他 負 債 (略)	
使 用 権 資 産 (略)		リ ー ス 債 務 (略)	
無 形 固 定 資 産 (略)			
使 用 権 資 産 (略)			
資 産 の 部 合 計		(純資産の部) (略)	
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	

(記載上の注意)

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) (略)

(1) (略)

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

①～⑥ (略)

①～⑥ (略)

(削る)

⑦ リース取引の処理方法

- (7)～(11) (略)
- (3)・(4) (略)
- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
- (6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。
- (7)～(12) (略)
- (13) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報
- 農林中央金庫が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、農林中央金庫が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
- (14)～(25) (略)
- 2～4 (略)
- 5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」を除く。）に含めることができる。
- 6～9 (略)

別紙様式第3号（第25条第1項関係）

- (8)～(12) (略)
- (3)・(4) (略)
- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
- (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
- (7)～(12) (略)
- (13) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項
- (14)～(25) (略)
- 2～4 (略)
- 5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「リース資産」を除く。）に含めることができる。
- 6～9 (略)

別紙様式第3号（第25条第1項関係）

(日本産業規格 A 4)

年度 () 年 月 日 から 損益計算書
年月 日 作成 日まで
年月 日 備付 住 所
農 林 中 央 金 庫
代表理事 氏 名

(表略)

(記載上の注意)

1～10 (略)

11 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

12 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

13～17 (略)

別紙様式第 4 号 (第25条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

年度 () 年 月 日 から 附属明細書
年月 日 作成 日まで

(記載上の注意)

1・2 (略)

年月 日 作成

住 所

(日本産業規格 A 4)

年度 () 年 月 日 から 損益計算書
年月 日 作成 日まで
年月 日 備付 住 所
農 林 中 央 金 庫
代表理事 氏 名

(表略)

(記載上の注意)

1～10 (略)

(新設)

(新設)

11～15 (略)

別紙様式第 4 号 (第25条第 1 項関係)

(日本産業規格 A 4)

年度 () 年 月 日 から 附属明細書
年月 日 作成 日まで

(記載上の注意)

1・2 (略)

年月 日 作成

住 所

年 月 日 備付 農 林 中 央 金 庫
代表理事 氏 名

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当年度 当初残 高	当年度 増加額	当年度 減少額	当年度 償却額	当年度 未帳簿 価額	減価償 却累計 額	償却果 計率 %
有形固定資産 (略) <u>使用権資産</u> (略)							
有形固定資産 計							
無形固定資産 (略) <u>使用権資産</u> (略)							
無形固定資産 計							

(記載上の注意)

1～3 (略)

(2)～(6) (略)

2 (略)

別紙様式第6号(第25条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日 作成 年 月 日 現在) 貸借対照表
住 所

年 月 日 備付 農 林 中 央 金 庫
代表理事 氏 名

1 計算書類に関する事項

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

(単位：百万円)

資産の種類	当年度 当初残 高	当年度 増加額	当年度 減少額	当年度 償却額	当年度 未帳簿 価額	減価償 却累計 額	償却果 計率 %
有形固定資産 (略) <u>リース資産</u> (略)							
有形固定資産 計							
無形固定資産 (略) <u>リース資産</u> (略)							
無形固定資産 計							

(記載上の注意)

1～3 (略)

(2)～(6) (略)

2 (略)

別紙様式第6号(第25条第1項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日 作成 年 月 日 現在) 貸借対照表
住 所

年 月 日 備付

農 林 中 央 金 庫
代 表 理 事 氏 名
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
(略)		(略)	
<u>使 用 権 資 産</u>		<u>リ ー ス 負 債</u>	
(略)		(略)	
無 形 固 定 資 産			
(略)			
<u>使 用 権 資 産</u>			
(略)			
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
		(略)	
		(純 資 産 の 部)	
		(略)	

(記載上の注意)
(略)

別紙様式第8号(第111条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
(年 年 月 月 日 日)
年度 ()
金融庁長官
農林水産大臣

住 所
農 林 中 央 金 庫
年 月 日

年 月 日 備付

農 林 中 央 金 庫
代 表 理 事 氏 名
(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部) (略)		(負 債 の 部) (略)	
有 形 固 定 資 産		そ の 他 負 債	
(略)		(略)	
<u>リ ー ス 資 産</u>		<u>リ ー ス 債 務</u>	
(略)		(略)	
無 形 固 定 資 産			
(略)			
<u>リ ー ス 資 産</u>			
(略)			
資 産 の 部 合 計		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	
		(略)	
		(純 資 産 の 部)	
		(略)	

(記載上の注意)
(略)

別紙様式第8号(第111条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書
(年 年 月 月 日 日)
年度 ()
金融庁長官
農林水産大臣

住 所
農 林 中 央 金 庫
年 月 日

代表理事 氏名 日までの業務及び

年 月 日から 年 月 日までの業務及び
財産の状況を次のとおり報告します。

第1～第6 (略)

(記載上の注意)

1～5 (略)

第1 事業概況書

年度 () 年 月 日から 年 月 日まで 事業概況書

1～11 (略)

12 有形固定資産の内訳

(表略)

(記載上の注意)

1・2 (略)

3 貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

13～15 (略)

第2～第6 (略)

別紙様式第9号 (第111条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

年度 () 年 月 日から 年 月 日まで

金融庁長官
農林水産大臣
殿

年 月 日

住 所 農 林 中 央 金 庫 名
代 表 理 事 氏 名

代表理事 氏名 日までの業務及び

年 月 日から 年 月 日までの業務及び
財産の状況を次のとおり報告します。

第1～第6 (略)

(記載上の注意)

1～5 (略)

第1 事業概況書

年度 () 年 月 日から 年 月 日まで 事業概況書

1～11 (略)

12 有形固定資産の内訳

(表略)

(記載上の注意)

1・2 (略)

3 貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

13～15 (略)

第2～第6 (略)

別紙様式第9号 (第111条第1項関係)

(日本産業規格A4)

業 務 報 告 書

年度 () 年 月 日から 年 月 日まで

金融庁長官
農林水産大臣
殿

年 月 日

住 所 農 林 中 央 金 庫 名
代 表 理 事 氏 名

年月日から年月日までの業務及び
財産の状況を次のとおり報告します。
目次

第1～第6 (略)

(記載上の注意)

1～5 (略)

第1 事業概況書

年度 () 年月日 から 年月日 まで) 事業概況書

1～12 (略)

13 有形固定資産の内訳

(表略)

(記載上の注意)

1・2 (略)

3 貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

14～16 (略)

第2～第6 (略)

別紙様式第10号 (第111条第2項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書

年度 () 年月日 から 年月日 まで)

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日
住所 農林中央金庫
代表理事 氏 名

年月日から年月日までの業務及び
財産の状況を次のとおり報告します。
目次

第1～第6 (略)

(記載上の注意)

1～5 (略)

第1 事業概況書

年度 () 年月日 から 年月日 まで) 事業概況書

1～12 (略)

13 有形固定資産の内訳

(表略)

(記載上の注意)

1・2 (略)

3 貸借対照表における各科目の金額にリース資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

14～16 (略)

第2～第6 (略)

別紙様式第10号 (第111条第2項関係)

(日本産業規格A4)

連結業務報告書

年度 () 年月日 から 年月日 まで)

金融庁長官 殿
農林水産大臣 殿

年 月 日
住所 農林中央金庫
代表理事 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

- 第1・第2 (略)
 (記載上の注意)
 1～5 (略)
 第1 (略)
 第2 連結財務諸表
 1 (略)
 2 年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表
 (単位：百万円)

科目	目	金額	科目	目	金額
(資産の部)	(略)		(負債の部)	(略)	
有形固定資産	(略)				
使用権資産	(略)				
無形固定資産	(略)				
使用権資産	(略)				
	(略)				
資産の部	合計		負債及び純資産の部	合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1) (略)
 (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 ①～⑥ (略)
 (判る)
 ⑦～⑫ (略)

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

- 第1・第2 (略)
 (記載上の注意)
 1～5 (略)
 第1 (略)
 第2 連結財務諸表
 1 (略)
 2 年度 (年 月 日現在) 連結貸借対照表
 (単位：百万円)

科目	目	金額	科目	目	金額
(資産の部)	(略)		(負債の部)	(略)	
有形固定資産	(略)				
リース資産	(略)				
無形固定資産	(略)				
リース資産	(略)				
	(略)				
資産の部	合計		負債及び純資産の部	合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- (1) (略)
 (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
 ①～⑥ (略)
 ⑦ リース取引の処理方法
 ⑧～⑬ (略)

- (3)・(4) (略)
- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
- (6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
- ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
- ② 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。
- (7)～(12) (略)
- (13) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）
- ① 会計方針に関する情報
- ② リース特有の取引に関する情報
- ③ 当該連結会計年度及び翌連結会計年度以降のリースの金額を理解するための情報
- 農林中央金庫及びその子会社等が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、農林中央金庫及びその子会社等が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。
- (14)～(23) (略)
- 2～4 (略)
- 5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」及び「資産除去債務」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し、「リース投資資産」及び「リース負債」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は科目を設けて記載し

- (3)・(4) (略)
- (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項
- (6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸等不動産の時価に関する事項
- (7)～(12) (略)
- (13) リースにより使用する有形固定資産及び無形固定資産に関する事項
- (14)～(23) (略)
- 2～4 (略)
- 5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5（「リース債権及びリース投資資産」、「未払法人税等」、「リース債務」及び「資産除去債務」にあつては、その金額が資産総額の100分の1）を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

、又は注記すること。

6 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

7～9 (略)

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度 () 年 月 日から) 連結損益計算書及び連結包括
年 月 日まで) 利益計算書

(1) 連結損益計算書

(表略)

(記載上の注意)

1～8 (略)

9 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)

10 リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

11 (略)

(2) (略)

(3) 連結損益及び包括利益計算書

〔「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕
(表略)

6 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「リース資産」を除く。）に含めることができる。

7～9 (略)

3 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

年度 () 年 月 日から) 連結損益計算書及び連結包括
年 月 日まで) 利益計算書

(1) 連結損益計算書

(表略)

(記載上の注意)

1～8 (略)

(新設)

(新設)

9 (略)

(2) (略)

(3) 連結損益及び包括利益計算書

〔「(1) 連結損益計算書」及び「(2) 連結包括利益計算書」を構成する項目を、単一の計算書に表示する場合〕
(表略)

<p>(記載上の注意)</p> <p>1～9 (略)</p> <p>10 次に掲げる項目について、連結損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合には、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。</p> <p>(1) <u>ファイナンス・リースに係る販売損益 (売上高から売上原価を控除した純額をいう。)</u></p> <p>(2) <u>ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額</u></p> <p>(3) <u>オペレーティング・リースに係る収益 (貸手のリース料に含まれるものに限る。)</u></p> <p>11 <u>リース負債に係る利息費用について、連結損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。</u></p> <p>12・13 (略)</p> <p>14 <u>親会社株主に帰属する当年度純利益金額又は親会社株主に帰属する当年度純損失金額を構成する項目のうち、当該事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、13の注記と併せて記載することができる。</u></p> <p>4・5 (略)</p>	<p>(記載上の注意)</p> <p>1～9 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>10・11 (略)</p> <p>12 <u>親会社株主に帰属する当年度純利益金額又は親会社株主に帰属する当年度純損失金額を構成する項目のうち、当該事業年度以前にその他の包括利益に含まれていた金額は、組替調整額として、その他の包括利益の内訳項目ごとに注記すること。この注記は、11の注記と併せて記載することができる。</u></p> <p>4・5 (略)</p>
--	---

附 則

(施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この命令による改正後の農林中央金庫法施行規則（以下「新規則」という。）別紙様式第二号、別紙様式第三号、別紙様式第四号、別紙様式第六号、別紙様式第八号、別紙様式第九号及び別紙様式第十号は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類については、新規則の規定を適用することができる。

2 前項の規定により事業年度に係る書類に初めて新規則の規定を適用した場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新規則に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 新規則の規定を適用して書類を作成する最初の事業年度（以下「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重

平均

二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

- 3 前項の規定にかかわらず、農林中央金庫が連結財務諸表を作成している場合には、同項各号に掲げる事項に代えて、適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債の金額を注記することができる。